

# 明治天皇巡幸と地域社会

— 民衆統合の観点からみる研究動向と展望 —

川越 美穂

はじめに

明治天皇の巡幸について、戦後の歴史学が着目しはじめたのは、民衆史研究の立場からであった。いわゆる天皇制国家とは無縁の民衆世界が、どのような過程を経てそこに包摂されていくのかといった関心から進められ、さらに昭和から平成の代替わりにおける近代天皇制へ学術的関心の高まりのなかで、一層研究成果が多く得られるようになった。ところがミッシェル・フーコーの権力論を応用した、視覚的支配の観点から巡幸をとらえる研究が出されるようになる<sup>1)</sup>と、巡幸の実態に踏み込んだ実証研究は、地域的事例を明らかにする研究成果がいくつか得られたものの、全体的には研究がすっかり下火になってしまった。それはこ

れ以上の研究の必要性を見出し難かったためであろうが、近年長谷川栄子の『明治六大巡幸』（熊本出版文化会館 平成二四年）は、民衆統合を促進する力の特質を、巡幸が繰り返される過程のなかに見出し、改めて従来の研究史が残した課題を示した。そこで本稿では第一章において地域社会が天皇を中心とする国家を認識する重大な契機となった巡幸について、民衆統合の観点による研究史を振り返り、現在の研究段階を示してみたい。

また巡幸の地域社会への影響を考えるならば、同時代のみならずその痕跡の保存である明治天皇聖蹟碑の建立まで射程にいれるべきである。しかし巡幸研究に比較すれば聖蹟の研究は立ち遅れ、いくつかの地域の建碑状況を論じるものや、いわゆる「天皇制イデオロギー」の支配層からの

注入事例と位置付ける研究はあつたものの、中央における保存運動の詳細から聖蹟指定解除に至る経緯については、平成一七年の北原糸子の論文を待たねばならなかつたし、地域で受け皿となつた保存団体の動向は未だ不明な点が多い。①。ようやく打越孝明によつて明治聖蹟の現況調査がすめられ、②。現況のほか書誌・史料情報、保存経緯の聞き取りなど、基礎的な情報が広く掘り起こされた段階である。よつて第二章においては、先行研究に依拠しつつ保存の経緯をまとめ、地域社会との関わりで聖蹟成立の様相を示し、今後の研究展望について考えてみたい。

## 第一章 奉迎準備に関する研究動向

### 一、民衆統合の図式の変容

明治国家形成期における民衆統合の問題が、歴史学において取り上げられるなかで、巡幸は統合の契機として重要な位置づけを与えられてきた。その嚆矢となつたのは色川大吉による記述である。③。色川は地域での巡幸の奉迎について、基本的には「きわめて低調」としていることから、天皇への民衆の関心は概して低かつたと捉えた。しかし一部に積極的に奉迎する者の存在も認めており、それを四つに分類した(一無関心型、二信仰型、三お祭り型、四打算型) 明

治一一年の事例に基づく)。最も一般的な形を二の信仰型であると、行在所として自宅を提供しようとする豪農などは、天皇を我が家に近づけることによつて地方支配の座を獲得したいと願う打算型に分類されると述べる。また民権運動に対しては、「客観的には民権運動とのひとつの政治的な競争を意味するものとなることは否定できない」と結んだ。

その後、田中彰は巡幸を明治初年の大坂行幸・東幸の方法を踏襲したものと指摘し、仁恵者、あるいは勝者としての側面をうちだす意図があつたことを指摘している。④。さらに明治一三年巡幸をベースに、巡幸の意義を六つに分類した。一つ目は巡幸が政治的支配のシンボルであるという指摘であり、関西方面の巡幸では必ず伊勢に赴くこと、政治的勝者として、あるいは仁恵者であることの表明が行われたことを例示する。二つ目は天皇と地方支配との関係、三つ目は天皇と民衆との関係、四つ目は天皇と地方名望家との関係、そして五つ目は頻繁に師範学校と裁判所を訪れた意味について、最後に六つ目は巡幸と軍部との関係、すなわち巡幸と軍事演習をセットにして行ったことを指摘した。色川も田中も、ある年の巡幸をモデルとし、色川は民衆の歓迎方法を、田中は巡幸の政治的意義を分類した。しかし巡幸の輪郭は描いたものの、各々の巡幸の時期の差や

地域差を意識した視点はなく、巡幸先での基本的行事について、その意義や奉迎方法を分類する段階にとどまっていた。新潟を素材にした大日方純夫は、この点を克服して奉迎準備の過程を詳述した<sup>8)</sup>。新聞上での巡幸の反応や警察の役割に着目し、巡幸に関与する諸方面の対応が明らかになり始め、行在所から発する通達は県当局から大区長へ、そして戸長へという順路をとらず、警察が介入することなどから、巡幸の奉迎準備は「警察の監視、監督下で、その強制力を背景として進められていた」とする。また色川も論じたが、沿道の奉迎といっても小学校生徒など行政の管理が及ぶ範囲での動員であり、決して自然発生の意志に基づくものとのみ見ることはできず、一般の人々の行事への参加も、信仰というよりお祭りのなものとみる。すなわち天皇は強い権威を獲得していたと言えず、巡幸準備は県や警察の指揮の下、権力的、強権的に行われたとした。一方民権派である新潟新聞が奉迎に際して天皇賛美を行なっている点を指摘し、豪農民権家層には同時に尊王意識が並存しており、「天皇と、『政体』、すなわち現実の政府とを区別するという論理構造にもとづいていた」と述べ、よっていく

ら天皇をシンボルに掲げて巡幸したとしても、民権運動そのものに対する抑圧効果はなかったとする。いわゆる天皇

制国家に包摂されないような社会の強靱さを、巡幸準備過程に見出しているのである。

巡幸準備に行政の強権性を見出したのは遠山茂樹も同様であった<sup>9)</sup>。奉迎準備には県当局が強い指導力を発揮したと、そしてそれを政府は黙認していたことの指摘、その一例として、奉迎する小学校生徒の服装が華美であったことを挙げる。そしてそういった行事に参加できたのは地域住民上層者であり、巡幸が彼等を権力の側にひきつける役割を果たした点を指摘した。さらに民権運動との関わりについて、地方巡幸の無意味さを強調する新聞記事の紹介、また一方では巡幸を、天皇に直接国会設立を要請する良き機会であるとすると記事も紹介する。しかしそれは国会開設の運動を盛り上げる戦略なのだと評し、巡幸にあたって何らかの意見を提唱した民権派の一部は、明治八年（一八七五年）の漸次立憲政体樹立の詔を盾にとつて、間で妨害をする有司専制政府を排除し、天皇を立憲政治下におく目的があったと説く。天皇の伝統的・宗教的権威とは別に、法に規定された機構の枠内に天皇を位置付ける可能性を孕んだ政治運動をここに見ようとしている。

大日方と遠山に共通するのは、天皇を迎えるにあたってどれほどその地域住民が、行政から負担を蒙ったのか、さらに民権派新聞も民権確立のために巡幸を利用し、有司専

制政府と戦ったのか、容易に「天皇制国家」なるものに取り込まれない強靱な世界が存在したのか、という視点である。よって巡幸の効果をあまり積極的にはとらえていない。田中が仁恵者・勝者としての「国家的プロバガンダ」<sup>⑩</sup>を指摘していたもののその効果については、検証は進められていなかった。それは地域住民の負担感を前提としていては理解できない問題であるし、またなにより政府の意図や手段の分析も不可欠となる。好意的な奉迎の背景や、大勢の民衆が奉迎行事に参加した事実の積極的説明もなされなかった。そもそも巡幸研究の先駆者ともいえる色川の関心が民衆の生命力の強さにあり、強靱な根をはった民衆世界の存在を主張すればするほど、それに対峙する行政なるものが強力に描かれることになるのは必然であったといえる。「官」の世界は民衆世界に対する領域として設定されるのみで、その内幕についての関心は薄かったと言わざるをえない。

一方、昭和末期から平成初期にかけては、ミッシェル・フーコーに影響を受けた権力論によって明治初期の民衆統合を描こうとする潮流が現れた。多木浩二は「民衆がほとんど意識しないうちに権力を行使」する視覚的支配を明治巡幸のなかに見ようとした。慶応四年、大久保利通が大坂遷都を建言したときに、新政府の象徴として天皇を見せる

ことの重要性を指摘したことはよく知られるところである。当初、東幸やその後の行幸などによって、政府は民衆が天皇を見ることで支配者の存在を意識させようとしたが、視線の方向性が明治九年巡幸頃を機に変化するという。それは見られる権力から見る権力への変化であり、見られる世界は見られる前に整理され、ある価値付きの座標にそって布置されはじめるという。権力を見せるという支配技術は民衆の中に、権力に見られているという意識を醸成した。巡幸は見せる権力の象徴である天皇に付随する価値体系に、民衆自身が加わっていく契機となったとし、後に御真影が絶大な威力を獲得できたのは、こういつた「下からの呼応」を準備した過程があったからだとした。

多木同様、T・フジタ二も視覚的支配の観点から明治国家の儀式の在り方を論じ、いわゆる「君主の権力」と「規律・訓練の権力」が同時に成立するところに日本の特徴があるとしたが、国家的儀式の一環として巡幸をとりあげた。しかし巡幸はメディアが発達していなかった時代においては、国内の人間が時間的同一性を共有できる儀式ではなく、明治二〇年前後に文明を象徴する東京・伝統を象徴する京都・神話世界を象徴する伊勢の三都を超時間的な儀式空間として創出した後は、時代遅れの儀式となってその役割を終えたとする。

それに対して原武史は視覚的支配が近代特有のものとはせず、少なくとも近世から一貫して続けられてきた支配の特徴であるとし、明治二〇年代以後も視覚的支配の手段としての行幸の有効性は失われていないとする<sup>15)</sup>。原は明治一〇年代以前の巡幸は馬車が主体であったため、天皇が人々を見ることができ、かつ人々も天皇を見ることができたのだという。ところが明治二三年行幸を契機に鉄道を本格的に使用し、仁慈にあふれた天皇の姿を見せることは物理的に出来なくなつていつたと述べる。この交通手段の変化が巡幸の期間を大幅に短縮し、仁慈あふれる天皇像が大きく後退して一方的な支配・被支配の関係が強まる結果をもたらしただという。

このように巡幸を通じた民衆統合の過程は、民衆世界と官の世界の間の緊張関係を前提とするものから、日の丸などの国家や天皇の表象などを通じた視覚的支配によるものとして描写されることになり、国家へ参画する民衆の行動原理の理解は新たな段階を迎えた。一方でこれらの研究においてあまり目配りされていなかった地域史料の実証から、個々の地域や時期を考慮した研究が次々に出された。森田敏彦は宮城を取り上げて、特に積極的奉迎の要因について、大日方が否定的見解を示した生き神信仰の存在を指摘し、よつて天皇崇拜の浸透が当時からみられるとした<sup>16)</sup>。また朴

晋雨は福島県の桑野村行幸について、安積野開拓の開成社員による臨幸要請を取り上げて、地縁や血縁によらない地域統合との関わりを論じる<sup>17)</sup>。そこには名譽心など「打算型」では説明できない、地域特有の奉迎事情が指摘される。同じく滝沢繁は新潟について、三木強は北海道について、巡幸地全域に一般化できない地域の奉迎事情を指摘した<sup>18)</sup>。また大日方は生き神信仰の存在についてかつての見解を修正し、明治六年鎌倉行幸時の史料から、天皇の訪問を契機とする民衆意識の変化を紹介する<sup>19)</sup>。そして各々の巡幸の差異と共通性を踏まえつつ、六回の巡幸の全体像を示し、各々の時期における政策としての巡幸の効果という視点を提示したのは佐々木克であった<sup>20)</sup>。また民衆による天皇の受容の要因について、従来生き神信仰と結び付けて論じられことに對し、生身の天皇像を示すことこそが巡幸の意義であり、民衆もそれを望んだと、両者を切り離したのも佐々木であった。

## 二、最近一五年前後の動向と研究展望

民衆史研究に端を発した、支配―被支配の構図を巡幸に読み取る研究動向は、フーコーの権力論を梃に支配構造の新たな枠組みが提示され、それが一段落すると、研究史の道筋は個別実証へ向かい、再び全体像が示されるという経

過をたどった。今世紀に入ってから研究は、概ね①地域史料に基づく、その地域の特質を明らかにするもの、②政府の地方政策とのかかわりを論じるもの、③政府内部の事情への着目と、三つの方向性に分類できる。長谷川栄子の長野県上田における奉迎準備の地域間競争を論じるものは①に分類できるであろう。奉迎事情については信仰か否かという次元で論じられる傾向から、朴晋雨の業績以後、次元で奉迎行事に影響力をもつ者の事情の検討にシフトしてきた。彼らによって醸成される奉迎の空気のみならず、そこに参画する一般民衆の動向の説明として、牧原憲夫は改めて生き神信仰に触れ、近世以来の村の祭礼同様の「信仰と遊びの融合」が見られるとして、いわゆる祝祭性が人々を奉迎行事に向かわせたのだとする。

また宮崎康や鈴木しづ子の殖産興業政策と東北巡幸の関わりに関する成果は②に分類できるであろうし、特に③の分野を開拓する契機となったのは我部政男・広瀬順昭・岩壁義光・小坂肇編『太政官期地方巡幸史料集成』（平成九、一一年 柏書房）の出版である。これは国立公文書館所蔵の『公文録』に収録されている、太政官にて作成された巡幸に関する決裁文書の『巡幸雜記』を中心に編纂されたものであり、政府側の記録を主に影印版で収録したものである。この分野の検討の端緒となったのは朴三憲による明治

五年巡幸の再評価であり、巡幸の動機として廃藩置県後の中央の政治体制確立との関連を示した。また巡幸を主題とするものではないが、西川誠は天皇の教育の観点から巡幸の効果を描き、川越は太政官の御巡幸御用掛の検討により、太政官制の特質が現地での意思決定を必要とする長期巡幸を可能とし、随行大臣が行在所の意思決定を主導したことを指摘した。<sup>23)</sup>

以上の三方向からの研究成果によって明らかになった事実は多いものの、たとえば牧原が一般民衆の奉迎事情を「祝祭性」と評し、生き神と天皇の区別を望んだ政府の意図との差があったことを指摘する一方で、民衆の奉迎態度が厳粛さをともなった近代的なものに変化する契機については言及していない。また民衆統合に巡幸が効力をもったのか、そうであるならどのような過程を経たものだったのか、という点について、具体的実証を伴った全体像の構築は未だ手つかずであった。この問題に挑んだのが冒頭で紹介した長谷川の『明治六大巡幸』である。

長谷川は六回の巡幸各回、各府県について、奉迎にあたって出した布達や警備の心得書を收拾して検討し、政府が地方官に出した地方官心得書との比較や、各府県間の差を示した。この調査によって人々に奉迎の細かい作法を示すのは、政府ではなく地方官であり、他の府県の事例や前

回の巡幸を参考にしながら、回を重ねるごとに奉迎の作法なるものが整備され、人々の間に浸透していった様子が示された。すなわち長谷川は、行政側が描いた理想的な敬意の姿勢が当初からあったわけではなく、一般の人々に天皇に対する崇敬の姿勢を示しつつづけたのは、地方官による縦（政府）と横（他府県）の様子見の態度であったことを描いたのである。一方の政府は巡幸の準備によって人々に負担をかけないことを大原則とする姿勢を貫き、「人々にやさしい巡幸」を標榜した。それが新聞紙上における「天皇の政府」への批判を和らげ、結果的に天皇の好感度を上げることになったとする。民衆に過度な負担をかけたのは政府ではなく地方官であること自体は従来指摘されていたが、政府と地方官の差に着目したことで、天皇への崇敬心の浸透と、敬意の作法の浸透の二つの要因が説明可能になったといえる。

長谷川自身は述べていないが、この研究は行政と民衆の二項対立的権力観を乗り越えていることはもちろん、天皇の権威の確立過程を、フーコーの権力論を借りることなく、六回の巡幸のデータに依拠することで明らかにしてみせたという意味で、民衆統合を論じる巡幸研究の到達点であるといえる。天皇と民衆のあいだの厳粛な関係の成立は、このように明治初期に時間をかけて経験的に確立していった

のであって、それを交通手段の変化で説明した原の見解への批判にもなりうるし、牧原が保留していた、近代的奉迎への契機についても、一つの説得的な解釈を示したといえる。

長谷川がこの成果を導くことを可能にしたのは行政の複層性への着目の結果であり、それは先述した③の分野の進展がもたらした成果かもしれない。この分野で研究を進めてきた川越も巡幸における仁惠者としての君主像の提示がもたらす効果に着目するに至り、それが臣民としての「義務」感を醸成することを論じたことがある<sup>26</sup>。奉迎準備における政府の柔和な方針が、民衆の天皇への態度を、近代的なそれへと転化させていく点については長谷川も川越も共通する見解であるが、果たして一八年巡幸の時点でそれが完成したとみるのか否かについては今後の検討を要するであろう。なお近年儒教的政治文化が幕末維新期における政治現場や理想的藩主像の形成に与えた影響が指摘されており<sup>27</sup>、近世期から連続する群像の形成過程を考える上で、巡幸での政府の柔和な姿勢や牧民官的な君主像の提示に着目することは意義があるだろう。

また①の分野の可能性について付け加えておこう。明治一一年巡幸の折、新潟の新津にて戊辰戦争功労者の天顔奉拝が指示されたが、行在所に参じたのは選ばれた二五人の

うち、わずか四人であったと佐々木は述べている<sup>(28)</sup>。その事情については不明である。同様に戊辰戦争での経験が巡幸での奉迎の性格に影響を与えたものとして、秋田の事例について以前に紹介したことがある<sup>(29)</sup>。秋田士族のあるグループは、奉迎行事を行う趣旨を次のように説明する。戊辰戦争で財産や家族を亡くし、戦ったのは天皇への忠誠心を示すためであり、今日の「御一新」のためである、巡幸という盛挙で御待遇の「義務」を怠るのは、その精神に反するだけではなく、亡くなった戦友に対して面目が立たない、だからこそ奉迎行事のために設ける玉座は永久に保存し、御真影を納め、行幸日に祝賀行事を行うことで、有志人民の幸福のみならず「戊辰戦死の英霊をして更に其の光栄を増加せしむる」ことになる<sup>(30)</sup>。この奉迎グループにとって天皇を迎えることは、戊辰戦争という過去の清算であり、維新政府による現体制の確立に寄与したという自負の再確認を意味したのである。戊辰戦争で同じく官軍側について立場ひとつとっても、新津と秋田では異なった対応がみられるのである。

天皇と民衆の関係はなにも近代に始まったわけではない。戊辰戦争の官軍兵士層でなくとも、たとえば奈倉哲三は民衆による朝廷や天皇諷刺の、幕末における広まりを指摘しており<sup>(31)</sup>、奈倉の言う通りそれが怜悯な視線を持っていたに

せよ、広く人々に天皇や朝廷についての知識が浸透していたことを示しているだろう。また一定の有識者層であるとはいえ、国学の裾野が広がっていたことは論を俟たないであろう。例えば島崎藤村は、尊攘派国学者であった父正樹の、欧化政策をとる政府への批判と、尊皇心の共存や、明治一三年巡幸時に天皇を自宅に受け入れた際の心情を『夜明け前』に描いているが<sup>(32)</sup>、天皇を戴く政府への屈折した対応は、好意的奉迎の複雑な要素を示す一例であろう。一般の人々の積極的な奉迎態度について、地域ごとに異なる習俗を背景とする奉迎者たちの行為を「信仰」や「お祭り」「祝祭」と一括してしまうのは惜しいし、ましてや戊辰戦争の過去を引きずった者、長年尊攘運動に身を投じた過去を持つ国学者の行為は、色川の分類のいずれにも当てはまらない要素をもつだろう。巡幸の時代には、近代的な敬意の作法に到達する以前の、個々の敬意の物語が存在したのであって、このことを抜きにして一般の人々を巻き込んだ奉迎行事を理解することはできない。従来の研究史は、天皇と民衆との関係を近代に創出されたものとする前提が強く、決定的に欠けていたのはこの視点である。近年吉岡拓は、一九世紀における天皇と民衆についての研究意義を、近代天皇制を支える歴史の多様性を明らかにすることにあるとし、特定地域における長期間におよぶ、天皇への意識

変遷の検討が必要だと指摘している<sup>(33)</sup>。近代天皇制を支える基盤の理解を深めるうえで、巡幸や行幸は格好の研究素材となるはずである。このような視点による①の分野の研究の上に、②のような地域開発等の政策的側面の効果も生かされることになるだろう。

## 第二章 明治天皇聖蹟の成立と研究の可能性

### 一、明治期の記念について

現在各地に残存する明治天皇関連遺蹟である所謂聖蹟碑は、昭和八年以後に文部省が史跡指定したことを示すものと、府県や個人、地域、自治体が大正昭和期を中心に建碑したものが大半である。しかし関連遺蹟そのものの保存や、跡地への建碑の動向が、明治期に全くなかったわけではない。

巡幸直後の行在所当主の考え方を記した史料を紹介しておこう。金沢行在所の中屋家の事例である<sup>(34)</sup>。天皇が金沢に立出した直後、遅れて金沢に到着した随行員の一人である一等侍講佐佐木高行は、行在所を訪問して「全家の構造美にして且広く、故に各席の配設方は勿論、玉座の結構等に至つては一も遣る所なく、総て一家にして如此十分其体裁の完備したるは、今日迄未だ嘗て見ざる処の行在所にして、

聞きしに勝ること万々、主上にも定めし叡慮に被為適候儀と、余に於ても大に満足せり。猶此の次第は明日拜謁に上奏上致す可く」と当主に伝えた。このような評価を受けた当主は、佐佐木の言を記録し、さらに代々の家訓として「宮内省より御下賜の三品、及び行在所の御標一枚、以上四点は之を我家の重宝となし、永世子孫に伝へん為め、別途桐の櫃を拵へ歛め置き、子孫此賜を奉持して聊かも褻瀆せざる様謹而保護致すべく云云、懺戒の言を尽し置候」と書き残した。中屋家は行在所となった主屋と表門が、結果的に、移築ではあるが現在登録有形文化財となって保存されているものの、当主が子孫に残すよう伝えたのは、御下賜品と行在所標識であり、高い評価を受けた建物の保存は特に子孫に命じていない。おそらく建物は火災や老朽化などの可能性から、その永久的保存は子孫の負担になることが想定されたのであろう。榮譽を子々孫々に伝えるためには、持ち運び可能なものが、現実的な物証と考えられたのだと思われ、(あくまでも中屋家の場合は)建物を残すことに大きくこだわったわけではなさそうである。

中屋家の場合、巡幸直後は「玉座拝み」といってあまりの混雑ぶりであったといい、ほかにも山形県酒田行在所の渡辺作左衛門宅など同様の事例が知られている。巡幸後に天皇が訪問した場所を通じて民衆は天皇を感じているので

あり、場所や遺物は天皇の身代わりになって早速その権威を示す効果が出た。

遺物の扱いは巡幸直後において一様ではなく、新潟県下の行在所を調査した滝沢繁によると、新潟の加茂行在所は神聖さを冒さないために三日で取り壊したものもあるという<sup>⑤</sup>。昼餐所となった寺泊学校も、明治二十一年に同じく神聖さを冒さないためとの理由で取り壊し建碑したとされるが、実際には教室が手狭になったためであるという。また滝沢は県内のいくつかの御小休所は、家運の衰えなどで取り壊され、跡形もなくなっており、中屋家では家宝扱いされた行在所の標識が、まな板になっているケースもあったという。実際新潟では大正二年の段階で行在所の六割が保存されている<sup>⑥</sup>。つまり、岐阜県では大正初期の時点で把握していた関連遺蹟はわずかに三件であった<sup>⑦</sup>。明治天皇存命中における関連遺蹟への社会的関心の低さは、大正昭和期に比して低かったと言わざるを得ない。

だが例えば静岡県の新居行在所は、すでに明治一八年の段階で、個人による保存の困難のため、郡の仲介を得て方広寺に移築、現在までの保存につながっており、建物の保存に早期から地域的な力が働いた事例もある。また野立所の場合は仮設であるから、巡幸直後から特に何も痕跡を残さない事例も多い。秋田県の場合は、篤農家の石川理紀之

助による保存請願によって県が場所を把握し、その後の管理につながったが<sup>⑧</sup>、それは明治二〇年代のことであり、巡幸直後に保存策が講じられていたわけではなく、むしろ石川がそれを個人的に危惧した事情があった。

もともと巡幸直後から保存に熱心な人々もあった。だが保存しても火災で焼失するケースも多く、焼失したために建碑した事例が多くみられる。焼失していなくても、例えば武生行在所の場合は、巡幸の翌年（明治二十二年）の段階ですでに建碑しており<sup>⑨</sup>、現在まで御座所が保存される結果となっている。行在所や小休所となった場所の取り扱いは、個々の所有者や地域それぞれの事情によって異なる。そして巡幸時点での当主世代の行在所等への対応、もつと言えば、前章でも触れたように、巡幸以前からの天皇に対する意識の特性が、その後の保存状況に影響を与えている可能性は十分にあり、大正昭和期の、地域における聖蹟保存運動の性格を考えるうえで、個々の明治期の対応を今後明らかにしていく必要があるだろう。

## 二、全国的な保存の開始と地域の事情

明治四四年三月、貴族院にて「史蹟名勝天然記念物保存ニ関スル建議案」が提出され、両院で可決した。これをうけて同年一月に史蹟名勝天然記念物協会（以下「協会」

と表記)が設立されたが、協会の評議員会において「明治天皇神宮並御遺蹟に関する件」が議題となったのは、明治天皇崩御の直後となった。協会から各道府県長官に調査を依頼し、協会幹事の戸川安宅が『史蹟名勝天然記念物』に調査結果を掲載していった。これまで個人や地域が独自に保存してきた明治天皇遺蹟が、ここに初めて全国的な価値を付与され、統一的調査の対象となったのである。<sup>39)</sup>しかし崩御が契機となったというより、史蹟名勝等の保存を以前から課題とする動向は存在し、その結果ようやく発足した協会は、明治天皇遺蹟の保存を最も重要な事業と位置付けていた。表は打越の調査研究から作成した、福井県の聖蹟状況を示したものであるが、福井県のみならず他県でも明治四〇年代になって顕彰する事例は散見され、地方改良運動の風潮による郷土愛の涵養を目的として、地域の荣誉である明治天皇遺蹟に関心が寄せられていたのだといえよう。そうした動向があるなかで崩御となり、協会が主導する形で明治天皇関連遺蹟に注目されるようになっていたのである。

大正八年になると「史蹟名勝天然記念物保存法」が成立し、同法によって森行在所(北海道)や広島大本宮が史蹟指定されたが、より本格的に明治天皇聖蹟として文部省が史蹟指定を始めるのは昭和八年のことである。すでに戸川

安宅は亡くなり、西郷従徳を会長とする明治天皇聖蹟保存会が昭和五年に設立され、保存運動が再度盛り上がった。国による指定以前に府県が史蹟指定するケースもあり、たとえば岐阜県では昭和天皇即位の礼にあわせて史蹟指定と標識製作をおこなっている。しかし必ずしも府県の調査・指定が、国より先んじたというわけではなく、神奈川の場合は昭和一五年の紀元二六〇〇年記念事業の一環として保存事業を行っており、結果的に府県による史蹟指定のないケースも多い。

大正昭和初期にかけての聖蹟保存の隆盛は、直接的な契機としては協会や聖蹟保存会が主導した結果であろう。山形県の及位村にて聖蹟保存に尽力した菅原官兵衛は次のように記している。

大正の初め私は及位村書記を勤め庶務と勸業を担当して居たが、其の頃、明治天皇東北御巡幸に関する調査機関の人が時々役場に参られて、当地の御野立所跡等につき聞かれたが、其の都度村長は私に案内役を云い付けるので、老人の方々より聞いたり其の老人と共に現地に案内したもので有りますが、数回に亘り案内をしているうちに、史蹟や当地の伝説等に興味を覚えるようになり、今后数十年を経た場合には此の聖蹟も草木の繁るままに誰も知る者がなくなるであろう誠に遺

表 福井県内の明治天皇聖蹟情報一覧

聖蹟名	建碑年代(碑が複製の場合/で区切って記載)	建碑主体	建碑理由・背景等	史蹟指定	備考
1 牛ノ谷小休所	昭和10年代/昭和3年11月10日	昭和3年：堀江村 牛ノ谷ほか4区	昭和2年に巡幸50年を記念しておかご坂と改称、翌年御大礼記念として建碑		巡幸当時は俊明小学校
2 中川御小休所	明治時代建立か？				明治16年御座所焼失 西光寺
3 丸岡行在所	明治42年3月/昭和9年3月/昭和55年10月6日	昭和9年：文部省	昭和55年：明治天皇行幸100年記念のリーナー	昭和8年11月・文部省指定	昭和23年、福井地震にて倒壊・焼失 巡幸当時平章小学校
4 稲田小休所	大正10年7月30日(昭和33年再建)		大正10年の碑は昭和23年の福井地震で倒壊。		明治34年九頭竜川大改修のため建物は移築、その後現存せず 明治35年3月焼失 巡幸当時福井別院
5 福井行在所	昭和18年12月				現存
6 浅水小休所	昭和3年11月10日/昭和10年3月	昭和3年：麻生津村青年団 昭和10年：文部省	昭和3年の碑は巡幸50年を記念、御即位礼に合わせて建碑	昭和9年11月：文部省指定	
7 浅水御膳水	大正2年9月		小学校移転に伴い当時の校地に建碑		八幡神社境内 巡幸当時は借陰小学校 記念碑は学校現在地に移築
8 鱒江小休所	明治43年10月				御座所現存 昭和12年の碑は現存せず
9 武生行在所	明治12年10月/昭和2年/昭和10年12月	明治12年：住職か？昭和2年：武生町 昭和10年：文部省		昭和9年11月：文部省指定	
10 脇本小休所	大正15年10月/昭和10年3月	大正15年：当主(建碑当時) 昭和10年：文部省		昭和9年11月：文部省指定	
11 鱒波小休所	昭和8年				現在建物は金沢湯涌江戸村にあり
12 湯尾小休所	昭和14年5月	文部省		昭和11年11月：文部省指定	

13	湯尾峠小休所	年代不明／昭和14年3月	陸軍少将伊豆凡夫／文部省		昭和11年11月：文部省指定	建物は明治39年に麓の湯尾村に移築、その後失われる。伊豆は明治43年に陸軍少将。
14	今庄行在所	昭和8年頃？／昭和11年4月	啓潤会か？／文部省	啓潤会（聖蹟保存を第一の事業とする、創設趣旨は大正15年、発会式は昭和8年）により建物敷地買収、保存し明治殿を竣工	昭和9年11月：文部省指定	御座所現存
15	新道小休所	大正4年／昭和13年10月	南条郡鹿森村青年会新道支部／文部省		昭和11年11月：文部省指定	御座所現存 真福寺
16	二ツ屋行在所	昭和3年				廃村 近くに「御膳水間屋跡」の碑もあり
17	木ノ芽峠小休所	昭和13年10月	文部省		昭和11年11月：文部省指定	
18	葉原小休所	昭和16年3月	文部省		昭和15年2月：文部省指定	
19	檜曲小休所	昭和14年11月	文部省		昭和11年11月：文部省指定	巡幸当時「宗願道場」
20	敦賀行在所					巡幸当時 三井銀行敦賀支店 銀行跡碑に行在所の記述あり
21	松原野立所	明治24年9月			昭和29年：敦賀市	勝海舟漢詩碑
22	疋田小休所					碑などはないが、小休所建物の一部が定広寺の建材となっている
23	刀根小休所	昭和12年9月	当主の子孫か？			

※ 打越孝明「明治天皇聖蹟の調査と研究(7)福井県の明治天皇聖蹟」〔神園〕8号、平成24年)掲載の、福井県内における聖蹟情報を一覧化したものである。一つの聖蹟に複数の碑がある場合は建碑年代を／で区切って表記し、建碑主体は(判明する場合は)その年代ごとに示した。なお20と22以外は聖蹟碑が現存する。主たる建碑目的が巡幸に記念するものでない碑は(20以外)取り上げない。また建碑年代・主体とみなした個人や団体は、打越論文から川越が推測したものも含む。揮毫者情報は建碑主体とは切り離して考え、ここでは省略した。

憾なことであると思ひ、何とかして永久に確認されるような標識のようなものを建て保存したいものと念願したものであります。然し貧弱な一青年の自分の力では致し方もなく苦心しているとき、東京方面に壮年団という団体が生まれたことを知り、当地にも此の団体を作つて団体の力で仕事をするを考へて、部落内の有志に呼びかけ二十八名の同志を募り、昭和十三年二月十一日憲法発布五十周年の紀元節を卜して、及位壮年団を組織し発足したのです。<sup>(4)</sup>

協会によつて進められた明治天皇関連遺蹟調査を、自治体で担当したことが契機となり、菅原自身が聖蹟に興味をもち、自発的な保存活動を行つた様子が記されている。地域における聖蹟への意識の高まりは、菅原たちにとつては郷土の誇りを未来に継承することと同義であつたろう。郷土愛と天皇への崇敬心が一体化する聖蹟保存の活発化は、保存会や文部省にとつて期待通りの展開であつたといえるだろう。

菅原たちが発足させた壮年団は、いわば聖蹟保存を地域で支え、保存を地元で実際に推進する組織である。こういった組織の結成が保存運動の母体となつた。例えば新潟の新崎御小休所や岐阜の大井行在所は、保存組織である財団法人を設立しており、予算の問題から地域の自発的な保

存を推奨する文部省は好意的評価をしている<sup>(4)</sup>。しかし地域における保存会の設立事情も様々である。たとえば神奈川県横須賀市の場合、昭和七年に明治天皇行在所記念碑建設委員会が結成されており、委員長は市長、副委員長に助役、市会議員、賛助員に市会議員や市内学校長、主だった団体の会長が就任するなど、まさに全市を挙げた構成になつてはいるが、実際に聖蹟保存に先鞭をつけたのは行在所跡を所有する地主ら地元有志であり、むしろ市当局の動きは遅かつたといふ<sup>(4)</sup>。一方同県小田原町の場合は、秋田県から小田原に招聘された報徳講習会講師の指摘を受けて、小田原町長の主導によつて、昭和一二年に明治天皇聖蹟小田原町保存会が設立されている。こちらも小田原町長を会長とし、町内の有力者一同が理事や顧問に名を連ねているのは横須賀同様であるが、こちらは町内会である区ごとに保存会支部を置いて、一般町民を含めた組織を形成している<sup>(4)</sup>。各区にはそれぞれ負担金を割り当てることとしたが、設定額以上集金できた区は半数にも満たず<sup>(4)</sup>、小田原の場合は町長以下、トップダウン方式で事業が推進されたのであつた。このように地域における保存事業の推進には様々な形があつた。表が示すように、福井県の場合も村内の区が連合するものや、青年団によるものがあり、なかでも今庄行在所を保存した啓潤会は社会福祉事業としての性格を持つて

いる。協会や聖蹟保存会の指導を受けて地域での受け皿がどのように形成され、どのような方向性をもったのか、いわば受け皿を結成する主体側の要因について、今後様々な事例が掘り起こされることを期待したい。

### 三、顕彰する語りの継承

前章において政府の巡幸の理念、すなわち虚飾を否定し、「人々にやさしい巡幸」が実践されたことを述べたが、その記憶は聖蹟が地域と国家の接点として人々が認知するための説得的な言説を生み出す重要な鍵となっていた。明治一年に巡幸の理念を政府が示した「御巡幸二付沿道地方官心得書」（以下「地方官心得書」と略）は、各地で聖蹟保存が盛んになった昭和初期において、明治天皇が地方巡幸を実施した趣旨を示す象徴的なフレーズとして様々な場面で引用される。「地方官心得書」は次のような書き出しから始まる。

一 御巡幸ノ儀ハ親シク地方民情ヲ可被知食御趣意ニ付、  
百般ノ事務形容虚飾ニ亘リ、一体ノ聖旨ニ不乖戻様、  
厚ク致注意、人民ノ困苦迷惑ニ不相成様取計候儀肝要  
ニ候事

一 道路橋梁等不得止分或ハ之ヲ新造シ、或ハ修補ヲ加  
フル等ノコトアルモ素ヨリ官費ニ可属コトニ付、御先

発内務宮内両省官員実地点検協議ノ上着手致シ、決シ  
テ人民ノ難儀不相成様可致事

但シ道路修繕等ノ為メ二十里二十里ノ外ヨリ夫ヲ  
要シ候等ノ儀モ有之哉ニ相聞候ヘトモ、右等ノ辺尤  
注意可致事<sup>(45)</sup>。

この書き出しは太政官が実施する明治一三、一四年巡幸にも継承される（一四年の場合二条目は削除）もので、いわば政府の基本的な巡幸に臨む姿勢を示す公的文言であった。先にも取り上げた『夜明け前』は、昭和五年から一〇年にかけて『中央公論』に連載されたものであり、まさに聖蹟保存会が設置され、文部省の聖蹟指定が開始された時期のことである。このなかで藤村は巡幸の趣旨について「今度の御巡幸について地方官に諭された趣意も、親しく地方の民情を知し召されたいのであって、百般の事務が形容虚飾にわたっては聖旨に戻るから、厚く人民の迷惑にならないよう取り計うことが肝要であると仰せられ、道路橋梁等止むを得ない部分あるいは補修を加うことがあろうとも、素より官費に属すべきことで決して人民に難儀をかけまいぞと仰せられ……」と、「地方官心得書」とほぼ同一表現を用いて記述している。

昭和七年、山形県立楯岡高等女学校の同窓会である芷蘭会では、明治天皇行幸五十周年記念式典を開催したが、会

長である同校の校長廣川捨吉は挨拶文のなかで次のように語る。

地方の御巡幸は真に帝王としての御仁政を御布き遊されようとの配慮にもとづくものと拝察される。当時發布された御巡幸御趣意書に「御巡幸の儀は地方民情を知ろしめざるべき御趣意に付、百般の事務、形容虚飾に亘り、一体の聖旨に乖き戻らざる様、厚く注意致し人民の困苦迷惑に相成らざる様取計ひ候儀肝要に候事」とある。人民の上を御察し遊ばすこと慈母の如くである。乃ち民情御叡察であるが之と併せて孝子節婦を賞して淳風の作興に力め給ひ老をねぎらひ、忠臣烈士の蹟を弔ひ給ひ、又到る処学校、開拓地、勸業場等に親臨し或は褒賞し或は将来を囑望し以て教育、殖産、興業を奨め給うた。楯岡では二十八日の一夜蹕を留めさせられ、翌朝は鳳輦を東沢の溜池の所まで枉げさせ給うた。洵に我郷土歴史あつて以来の盛事で此の光栄は子孫末代に伝へて御聖徳を偲ぶよすがとし、国民教育に資すべき有難き偉大な事実であると考へます。<sup>(4)</sup>

ここでも「地方官心得書」を引用し、その理念の有難さを説くのだが、廣川は天皇の偉大さを示す事例として、天皇が広く地方の様々な施設を視察し、活動を奨励したことに加え、東沢の溜池（地域の干ばつ対策のため、私財を投じて

喜早伊右衛門が築造）をわざわざ迂回して視察したことを挙げ、まさに郷土の歴史始まって以来の盛事と位置付けた。つまり、決して全国的に広く知られることはない、自分たちの身近な生活世界における善行に、天皇が関心をもって褒詞したことの喜びが語られているのである。

次に紹介するのは廣川校長の挨拶を聞いたであろう、高等女学校の本科三年生の作文である。

……（川越註…明治天皇行幸五十周年記念式典の後）午後其のま、大帝が行幸ましませし東沢に参るとて、一同うちつれてゆく……（中略）御遺物等拝せんとして喜早家に到りぬ。邸内は弘、進みゆけば、八畳程の室に、一戸の古机、その上に大きなコップ一個置きたり。これこそ陛下が東沢の御所に於て御使用あそばされしもの、又軒の躑躅は東沢にて天覧に供せしものか。かゝる宝物をよくよく眼にとめてと、つくづくに見参らす……（中略）……それよりしばし行けば東沢の溜池なり……（中略）……嗚呼陛下の欄干により御眺望遊ばされしも、獲りし魚を御覧ぜられしも、又草角力に御興じ遊ばされしもすべて此の地ならずや……<sup>(4)</sup>

式典のあと、生徒たちは天皇が訪問した喜早家や東沢の溜池を見学し、自分の住む地域への、天皇のかつての訪問をまさに「実感」している。天皇は東京に住む遠い、想像

し難い存在ではない、自らの地域の生活に関心を持つ存在として認知されていったことがわかれよう。特に全国的価値を有する歴史的記憶に乏しい地域にとつて、このように天皇訪問の経験は、地域と国家とを接合する数少ない「盛事」として受け止められた事例も多く、それは地域の自画像を刷新する効果が期待されたであろう。

単に「伝え聞く」明治天皇の偉大さではなく、実際の天皇の姿が人々の心を動かし、行幸とほぼ同時代の顕彰に至った事例もある。愛知県知多郡の乙川御野立所（明治三五年建碑）は、愛知県における明治二三年の陸海軍連合大演習の際、大雨のなかで演習を観戦する姿に対して村民が「甘棠の情」を忘れることができず建碑したものだ<sup>19</sup>という。すでに大演習の翌年には乙川小学校長が標柱を建てていた。天皇が雨中に演習する姿は人々の心を動かしただよう<sup>20</sup>で、明治六年鎌倉行幸での雨中の練兵でも、地元の人々が「吾々共二至テハ如何様ナル難儀ナル事ヲ為スモ何共言ハレヌ理ナト」と語り、行幸前は天子様の通行は迷惑などという人もあったが、行幸後に天皇の評価が上がる様子について、探索人が三条実美に報告している<sup>21</sup>。

巡幸や行幸は、交通が整備されていなかった時代は特に天皇の御苦労が印象づけられる。前章で述べたように、巡幸を仁惠者としての行為として政府が設定し、その趣旨を

貫徹しようとする基本姿勢があったこと、天皇自身もそのような振る舞ったことは、地元への好印象を残し、新聞紙上でも好意的に受け止められる結果となった。こういった経験によって形成された記録や記憶こそが、聖蹟顕彰の時代に大いにその聖徳を称える材料を提供し、保存運動を盛り上げる語りとなった。そして仁惠者としての天皇を感じることに、地域の自己評価の高まりがセットとなって聖蹟保存が促進されたこの時代こそ、明治の巡幸の効果が地域に根付いた時代と評することができるだろう。

#### 四、明治聖蹟研究の展望

山形の楯岡や及位の事例のように、地域が誇りとする歴史的経験のなかで、天皇訪問が際立ったものである地域も存在する一方、そうではない地域も多数ある。そういった様々な地域の個別事情が保存運動の特性を左右するのは当然のことである。同県内でも例えば神奈川の事例でみたように、保存環境の個別事情の差が顕著なケースもあり、個々の事情について明らかにしておくことは、聖蹟の地域での位置づけをとらえるうえで重要な作業となる。そして地域で保存運動の主体となる人々が地域に理解を求める際の語り、すなわち天皇の偉大さを示すエピソードの語りをどのように生み出し、また逆に他所からその語りの影響を

受けるのか、保存の受け皿の現実的事情と、語りの双方を区別のうえ、相互の影響を明らかにしていく必要がある。

また聖蹟保存の全国的動向の特性を考えるためには、県や地域ごとに聖蹟整備への取り組み時期を整理し、保存運動が進んだ契機について相互比較検討をするという作業が必要であろう。表の福井県内(全三件)事例をみると、

明治期の建碑(推定、現存しないものを含む)は五件、うち一件は勝海舟漢詩碑であるから例外的であるとして、二件は寺院、二件は小学校である。大正二・四年にそれぞれ一件(一つは御膳水)あるが、いずれも寺社である。つまり明治期と大正初期には公共性を有する場所への建碑が目立つのであり、個人宅の建碑は見られない。大正期はほかに二件あり、一〇年のケースはダム建設のため移築、建物が消失した後の建碑、一五年に個人宅への建碑と続く。今庄行在所を保存した啓潤会が聖蹟保存を第一事業に掲げたのは大正一〇年のことであるから、おそらくその頃より福井県地域における聖蹟保存事業に火が付き始めた様子がかがえるだろう。その後昭和三年に御大札記念と巡幸五〇周年に合わせた建碑が二件あり、文部省による指定の時期を迎えるのである。ちなみに県内の文部省指定聖蹟は一件あり、昭和八年に一件、九年に四件、一一年に五件、一五年に一件である。昭和八・九年に指定されたものは、い

れも明治、大正期からの保存の結果とみられるものが多く、一一年以降の指定は、一部を除き、それ以前になんら個人的な建碑もないのが目立つ。なお昭和一二年に個人宅にて当主による建碑があり、聖蹟保存の時代の影響で当主の意識が高められた事例であるかと推測される。

一県だけ取り上げても、時期ごとの傾向が読み取れる。他地域についても分析することによって、全国的な動向を読み取ることができ、時期ごとの聖蹟保存の性格の変化も判明するだろう。特に時代が下るにつれて史跡保存のみならず、精神修養上の拠点形成という側面が指摘できるし、昭和の即位礼や皇紀二六〇〇年の記念事業を推進するなかで巻き起こった皇室を中心とする日本の歴史に関するさまざまな動向に位置付ける必要があるだろう。この点は経済的目的や観光などの消費の観点からすでに評価が進んでいる<sup>④</sup>。ケネス・ルオフは皇室ブームにおける史跡観光の代表格として神武聖蹟の意義を強調するが、天皇聖蹟の形成で神武聖蹟に先じたのは明治聖蹟であり、この点についての検討はない。天皇関連史跡の価値が皇紀二千六百年記念事業の時代に高まったとしても、その価値の形成と推移について、明治聖蹟を位置づける作業が必要であろう。観光資源の消費の観点で明治聖蹟を位置付けることが可能か否かという点も含めて、利用の実態についても調査検証する

必要がある。戦後の聖蹟指定解除後にも自治体による史跡指定の事例もあり、特に明治百年を契機に再び明治天皇関連遺蹟の整備が行われた事例も多数あることから、こちらも同様の視点での位置づけが期待されることである。個別事情に加えて皇室関連文化財の形成過程や、国史そのものへの価値の高まりのなかで明治聖蹟が有した意義も考え、いく必要がある。

### おわりに

巡幸の研究史をたどってみると、そこには権力観の転換があり、個別事例の実証研究の深化を経て、現在は政府の柔らかな姿勢がもつ効果が指摘されるようになった。もちろん同時代における巡幸の効果は認めるが、その柔らかな姿勢が示す仁恵者としての明治天皇像が、のちに顕彰の「理由」を生み出し、地域社会の覚醒と天皇への崇敬心がセツトとなって地域に根付いたことを考えれば―もちろん天皇の行幸や皇后・皇太子らの行啓の継続の効果もあるにせよ―明治初期の巡幸の影響について、その後の過程を丁寧に見直し、長い期間でとらえてみる必要があるだろう。

一方で、近年進みつつある大正昭和期における聖蹟保存の研究は、地域での保存の多様性も明らかにしつつある。その多様性こそは、巡幸以前の天皇に対する地域や個人の

歴史的背景と、巡幸直後からの保存事情、そして聖蹟の利用目的の問題が複雑に絡み合う可能性がある。こういった個別事情を明らかにする一方で、全国的な聖蹟保存・形成の動向が拡散する事情を議論していく必要がある。冒頭で述べたようにかつては聖蹟保存の動向を、上からの天皇崇拜浸透の手段と意義づけられることもあった。北原糸子も聖蹟保存を国民の側に支える機運があったことは認める一方、それは保存会などが醸成した時代の気分によるものであって、政府に対峙した国民の自発性は否定している。昭和一〇年代に巻き起こった国史ブームや、それにとまなう皇室関連史跡への関心の高まり同様に、明治聖蹟の場合も皇室崇敬の形をとりながら、郷土の活性化を目指していた。保存の自発性を最初から否定するのではなく―たとえそれが醸成された空気があるにしても―地域経済的側面や、観光資源の消費といった、他の史跡同様に位置づけることが可能なのか、「利用」の観点からの今後の研究の進展を待ちたい。

さらに聖蹟についてはもう一点付言しておきたい。近年になって旧行在所等が町おこしの拠点として利用されるケース、また旅館や料亭などが旧行在所であることを、その重要な歴史として公表しているケースなどがある。周知のとおり明治天皇聖蹟は、戦前には地域における天皇崇拜

の拠点として大切にされたと思いきや、GHQによって史蹟指定を解除されると管理の手が及ばないものが多数に及び、政治的に価値が大きく変動した史蹟であった。近年の再評価の動向は保存という観点では一見望ましいものであるが、聖蹟成立について正確かつ冷静な事実認識を踏まえない再顕彰は、保存の幅広い理解を得にくく、長期的な保存にも耐えられないだろう。そのためにも郷土史研究の現場で、巡幸や聖蹟成立の背景について広く知識を共有していく必要がある、それを踏まえて安定的な価値を聖蹟に付与していくことが必要だと考える。

## 註

- (1) 代表的なものとしては、新潟に関して滝沢繁「北陸巡幸と民衆統治 下」(『新潟史学』二六、平成三年)が、愛知に関して羽賀祥二「天皇と巡幸」(網野善彦他編『天皇と王権を考える10 王を巡る視線』岩波書店、平成四年)がある。
- (2) 朴晋雨「明治天皇の「聖蹟」保存について」(『歴史評論』四七八号、平成二年)。
- (3) 北原糸子「東京府における明治天皇聖蹟指定と解除の歴史」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一二一集、平成一七年)。
- (4) 神奈川県事例については寺崎弘康の成果がある(『明治天皇聖蹟顕彰運動の地域的展開―神奈川県事例に

―」(『GHQ課長ドン・ブラウンとその時代』日本経済評論社、平成二一年)。

- (5) 打越孝明「明治天皇聖蹟の調査と研究」(『神園』二二、平成二一年)。

- (6) 色川大吉「地方巡幸」(色川著『日本の歴史21 近代国家の出発』中公文庫、昭和四九年)。

- (7) 田中彰「近代天皇制への道程」吉川弘文館、昭和五四年、第四章 天皇と近代天皇制「天皇巡幸」。

- (8) 大日方純夫「天皇巡幸をめぐる民衆の動向―一八七八年、新潟県下の場合―」(『地方史研究』一七五、三二巻一号、昭和五七年)。

- (9) 遠山茂樹「天皇制と天皇 三、明治天皇の地方巡行」(遠山茂樹『近代天皇制の成立』岩波書店、昭和六二年)および「解説」(日本近代思想大系2『天皇と華族』岩波書店、昭和六三年)。「天皇と華族」のなかに巡幸関連の史料が収録されているが、史料選択にあたっては前者論文の視点が生かされている。

- (10) (7)に同じ。

- (11) 色川大吉「明治の文化」岩波書店、平成九年(初版は昭和四五年)。このなかで色川氏は幕末変革期の民衆意識が意外に幅広い可能性をもった存在していたとし、その民衆意識の原構造から「A, B, C, D, E, ……」というようないくつかの異なった発展の方向性をもった意識・思想が芽生え、形成されていったのだと考える。ちに天皇制思想として全一的な威力をふるう当の思想も、この過渡期には、A, B, C, D, E, ……の一つにすぎなかったものであり、十分に他者によって対象化され、

- 克服される可能性をもっていたものと考えるのである  
 ……中略……そうして成立し、君臨しえた近代天皇制の  
 思想(A)を克服するためには、原構造にたちかえって、  
 AをB、Cなどで相対化し、内側から否定するような自  
 前の方法をとらざるをえないし、そうしていったん天皇  
 制を否定したうえで、こんどは原構造もとも克服・止  
 揚するような精神革命の過程を通ることができると私は  
 考える。」(一四頁)とした。
- (12) 多木浩二『天皇の肖像』岩波新書、昭和六三年。  
 (13) 『大坂遷都の建白書』明治元年正月二十三日(『大久保利  
 通関係文書』第二)。  
 (14) T・フジタニ『天皇のページェント』NHKブックス、  
 平成六年。  
 (15) 原武史「近代日本の行幸啓―視覚的支配に関する覚書」  
 『みすず』平成八年)。のちに『可視化される帝国』  
 (みすず書房、平成一三年)として出版。  
 (16) 森田敏彦「明治天皇の東北巡幸と宮城県」(渡辺信夫編  
 『宮城の研究6』清文堂出版、昭和五九年)。  
 (17) 朴晋雨「天皇巡幸からみた天皇崇拜と民衆―福島県郡山  
 地域を中心として」(『日本史研究』三〇九、昭和六三年)。  
 (18) 滝沢繁「北陸巡幸と民衆統治」上下(『新潟史学』二四・  
 二六、平成二・三年)、三木強「明治一四年天皇巡幸と  
 北海道」(『北大史学』三八、一九九八年)。  
 (19) 大日方純夫「民衆は天皇をどう見ていたか―一八七三年、  
 鎌倉行幸治道探索書」を手がかりとして(『日本史研究』  
 三二二三号、平成元年)。  
 (20) 佐々木克「明治天皇の巡幸と『臣民』の形成」(『思想』  
 八四五、平成六年)。  
 (21) 長谷川栄子「長野県における明治一一年巡幸時の小学校  
 洋風校舎建設」(『信濃』五七―七、平成一七年)。  
 (22) 宮崎康「東北振興策としての山形県巡幸」(大濱徹也編  
 『国民国家の構図』雄山閣出版、平成一一年)。鈴木しづ  
 子「明治天皇行幸と地方政治」(日本経済評論出版社、  
 平成一四年)。  
 (23) 「明治五年天皇地方巡幸―廃藩置県後、太政官成立の観  
 点から」(『日本史研究』四六五、平成一三年)。  
 (24) 西川誠「孝允と宮中問題」(沼田哲編『明治天皇と政治  
 家群像』吉川弘文館、平成一四年木戸)。  
 (25) 川越美穂「明治一〇年前後における天皇と太政官内閣」  
 『史学雑誌』一一三―一四、平成一六年)。  
 (26) 川越美穂「民情・風俗視察者としての天皇像」(『風俗史  
 学』四五号、平成二四年)。  
 (27) 朴薫「幕府政治改革と(儒教的政治文化)」(『明治維新  
 史研究』八、平成二四年)、池田勇太「維新変革と儒教  
 的理想主義」(山川出版社、平成二五年)。  
 (28) 佐々木、平成六年。  
 (29) 川越、平成二四年。  
 (30) 「聖上御待遇の趣旨」『秋田秋田退邇新聞』明治一四年七  
 月八・九日。  
 (31) 奈倉哲三「風刺眼維新変革」(校倉書房、平成一七年)。  
 (32) 島崎藤村「夜明け前」新潮文庫、平成二六年、六五刷。  
 (33) 吉岡拓「十九世紀民衆の歴史意識・由緒と天皇」(校倉  
 書房、平成二三年)。  
 (34) 「中屋家記録」『明治行幸史料』金沢文化協会編、昭和七

- 年。
- (35) 滝沢、平成三年。
- (36) 川越美穂「『政治と聖蹟』(鈴木淳編『史跡で読む日本の歴史10 近代の史跡』吉川弘文館、平成二二年)。
- (37) 川越、平成二二年。
- (38) 打越によると、現在明治一二年建立の碑は失われているとのことである。(明治天皇聖蹟の調査と研究(七) 福井県の明治天皇聖蹟・明治十一年北陸・東海道巡幸)『神園』八、平成二四年)。
- (39) 北原、平成一七年。
- (40) 「明治百年を迎えるに当たり若き日を偲んで識す 菅原官兵衛」(菅原官兵衛編『及位村略誌』昭和四二年。村民俗学会会長野口一雄氏より史料提供をうけた。
- (41) 古谷清「明治天皇聖蹟指定について」『史跡名勝天然記念物』八一―二、昭和八年。
- (42) 寺嵩、平成二二年。
- (43) 寺嵩、平成二二年。寺嵩は小田原の場合、篤志家以外に一般町民からの拠金を要しただけではなく、多くの町民が事業に関与する意識を持たせるためであったことを明らかにしている。
- (44) 川越、平成二二年。
- (45) 『太政官期地方巡幸史料集成』第一巻。
- (46) 註(31)に同じ。
- (47) 廣川捨吉「明治天皇行幸五十周年に際して」『芷蘭 明治天皇行幸五十周年記念号』山形県立楯岡高等女学校芷蘭会。
- (48) 同前。

- (49) 羽賀、平成一四年。
- (50) 「行幸二付道路見分報告 松下祐信」(『三条家文書』補三冊、一九〇、国立国会図書館憲政資料室製本版、原文書は神宮文庫所蔵)。大日方論文(平成元年)参照。
- (51) 古川隆久『皇紀・万博・オリンピック』(中公新書、平成一〇年)、ケネス・ルオフ『紀元二千六百年』(朝日選書、平成二二年)など。
- (52) 北原、平成一七年。

【付記】

本稿は平成二六年(二八年度)科学研究費補助金(特別研究員奨励費)14J40102による成果の一部である。

(日本学術振興会特別研究員)